

I 地下水質常時監視概要

1 測定概要

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条の規定により水質測定計画を毎年策定し、これに基づき水質汚濁防止法の政令市である長野市及び松本市とともに地下水の水質測定を実施しています。

平成25年度は、県内の汚染状況を把握するための概況調査、概況調査等により新たに判明した汚染について汚染範囲の確認等のために実施する汚染井戸周辺地区調査、既に汚染の判明している地点を継続的に監視する継続監視調査を表2-I-1のとおり行いました。

概況調査は、県内の山岳地域等を除いた地域を約5km（概況調査2は松本市内を約2.5km、概況調査3、4、5は長野市内を2.5km）のメッシュで区分して行っています。平成25年度は66地点52項目について調査を実施しました。

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに判明した汚染について、汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するため、周辺井戸の水質測定を実施するもので、平成25年度は県内4地点18井戸について測定を行いました。

継続監視調査は、既に汚染が判明した地点周辺で行うもので、平成25年度は県内34地点57井戸で揮発性有機化合物、58地点98井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、10地点16井戸で重金属等の測定を行いました。

表2-I-1 調査概要

調査区分	測定項目	調査回数	測定地点
概況調査	環境基準項目 長野県 28項目 松本市 15項目	年1回 ^{*1}	長野県 34地点 松本市 2地点
	環境基準項目 松本市 2 15項目	年1回	松本市 14地点
	環境基準項目 27項目	年2回	長野市 ^{*2} 16地点
	要監視項目 24項目	年1回	長野市 ^{*2} 16地点
	フェノール、ホルムアルデヒド 2項目	年1回	長野市 ^{*2} 8地点
汚染井戸周辺地区調査	汚染物質及びその分解生成物のうち環境基準項目	適 宜	長野県 3地点 15井戸 松本市 1地点 3井戸
継続監視調査 ^{*3}	揮発性有機化合物 長野県 6項目 長野市 19項目	年1～3回	長野県 26地点 49井戸 長野市 8地点 8井戸
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1項目	年1～2回	長野県 48地点 86井戸 松本市 10地点 12井戸
	重金属等（鉛、六価クロム、砒素、ふつ素、ほう素） 長野県 4項目 長野市 1項目	年1～2回	長野県 9地点 15井戸 長野市 1地点 1井戸

*1 長野県の2地点（環境基準超過地点）について、追跡調査のため年2回調査。

*2 地点が重複。

*3 測定地点数は調査区分間で重複あり。

2 測定方法

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 平成26年3月20日環境省告示第40号)

測定項目	環境基準値	報告下限値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	JIS K0102の55.2、55.3又は55.4
全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	JIS K0102の38.1.2及び38.2、38.1.2及び38.3に定める方法又はJIS K0102の38.1.2及び38.5
鉛	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の54
六価クロム	0.05 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の65.2※2
砒素	0.01 mg/L以下	0.005 mg/L	JIS K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	公共用水域告示※3付表1
アルキル水銀※1	検出されないこと	0.0005 mg/L	公共用水域告示付表2
PCB	検出されないこと	0.0005 mg/L	公共用水域告示付表3
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	平成9年環境庁告示第10号付表
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	公共用水域告示付表4
シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	公共用水域告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	公共用水域告示付表5の第1又は第2
ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L	JIS K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.04 mg/L	—
硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6
亜硝酸性窒素	—	0.02 mg/L	JIS K0102の43.1
ふつ素	0.8 mg/L以下	0.08 mg/L	JIS K0102の34.1若しくは34.4又は34.1c)(注④)第三文を除く。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6
ほう素	1 mg/L以下	0.02 mg/L	JIS K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	公共用水域告示付表7
備考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合のみ測定する。

※2 ただし、JIS K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。

※3 昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)

(2) 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月8日付環境庁水質保全局長通知)

最終改正 平成21年11月30日環水大水発第091130004号、環水大土発第091130005号)

測定項目	要監視項目 指針値	報告下限値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1 ^{*1} 付表1の第1又は第2
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	0.0005 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	0.0003 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表2
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	0.004 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
EPN	0.006 mg/L 以下	0.0006 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
イプロベンホス(IPB)	0.008 mg/L 以下	0.0008 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
クロルニトロフェン(CNP)	—	0.0001 mg/L	通知1付表1の第1又は第2
トルエン	0.6 mg/L 以下	0.06 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4 mg/L 以下	0.04 mg/L	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	0.006 mg/L	通知1付表3の第1又は第2
ニッケル	—	0.001 mg/L	JIS K0102の59.3又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
モリブデン	0.07 mg/L 以下	0.007 mg/L	JIS K0102の68.2又は通知1付表4 若しくは通知1付表5
アンチモン	0.02 mg/L 以下	0.002 mg/L	通知2 ^{*2} 付表5の第1、第2又は第3
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	0.00004 mg/L	通知2付表2
全マンガン	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L	JIS K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5 (必要に応じ試料を希釈)
ウラン	0.002 mg/L 以下	0.0002 mg/L	通知2付表4の第1又は第2

※1 通知1:「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」

(平成5年4月28日環水規第121号 平成11年3月12日環水企第89号・環水管第69号・環水規第79号一部改定)

※2 通知2:「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」

(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)